

小城市条例第 号

小城市いじめ問題対策連絡協議会等条例

目次

第 1 章 小城市いじめ問題対策連絡協議会（第 1 条—第 9 条）

第 2 章 小城市いじめ問題専門委員会（第 10 条—第 20 条）

第 3 章 小城市いじめ問題調査委員会（第 21 条—第 23 条）

附則

第 1 章 小城市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項の規定に基づき、小城市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 連絡協議会は、いじめの防止等（法第 1 条に規定するいじめの防止等をいう。以下この条及び第 8 条第 1 項において同じ。）に関係する機関及び団体の連携その他いじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項に関し、連絡及び協議を行う。

（組織）

第 3 条 連絡協議会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（1）関係行政機関の職員

（2）児童又は生徒の保護者

（3）本市の職員

（4）教育や人権に対し優れた識見を有する者

（5）前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 連絡協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、連絡協議会を招集し、会議の議長となる。

2 連絡協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、連絡協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この章に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定める。

(庶務)

第9条 連絡協議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

第2章 小城市いじめ問題専門委員会

(設置)

第10条 法第14条第3項及び第28条第1項の規定により、小城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に小城市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第11条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のた

めの対策を実効的に行うための専門的知見に基づいて審議を行うこと。

(2) 市内小・中学校における法第 24 条に規定する事案について調査すること。

(3) 市内小・中学校における法第 28 条第 1 項に規定する重大事態について調査すること。

(組織)

第 12 条 専門委員会は、委員 10 名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市内小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者

(3) 関係行政機関の職員

(任期)

第 13 条 委員の任期は、委嘱を受けた日から当該年度の末日までとする。

ただし、委員が欠けたとき場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 14 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 15 条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否

同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議の議事に直接の利害関係を有する委員は、その議事に加わることができない。

(委員以外の者の出席)

第 16 条 委員長は、必要があると認める場合には、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(臨時委員)

第 17 条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する専門家のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(秘密保持義務)

第 18 条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 第 7 条の規定により会議に出席した者は、当該会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第 19 条 委員会の庶務は、小城市教育委員会学校教育課において処理する。

(補則)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第 3 章 小城市いじめ問題調査委員会

(設置)

第 21 条 法第 30 条第 2 項の規定による調査を行うため、小城市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 調査委員会は、市長の諮問に応じて、法第 28 条第 1 項

の規定による調査の結果について必要な調査を行う。

(専門委員会の組織等の規定の準用)

第 23 条 第 12 条から第 20 条までの規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第 12 条第 2 項及び第 17 条第 2 項中「教育委員会」とあるのは、「市長」と読みかえるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。